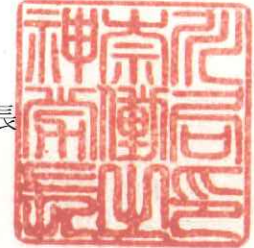


公益社団法人
神奈川県労働安全衛生協会
代表者 殿

神勞発基 0531 第 1 号
平成 28 年 5 月 31 日

神奈川県労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について (産業医の選任関係)

労働基準行政の運営について、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。) が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) の定め (新旧の定めを対照を含む) は別添のようになりますが、今般の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、貴団体の会員及び関係事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体 (以下「事業者」という。) の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

第 2 細部事項

1 第 13 条第 1 項第 2 号 イ 関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

2 第 13 条第 1 項第 2 号 ロ 関係

事業者が法人でない場合であって、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第 13 条第 1 項第 2 号 ハ 関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。